

## 令和4年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施結果

### 1 概要

例年、食品流通量が増加する年末に、食品営業施設に対する一斉取締りを実施している。今年度は、食品衛生の向上及び冬期に多発するノロウイルス食中毒の発生防止等を目的として、スーパーや集団給食施設等の大量調理施設を中心に立入検査を実施した。

### 2 実施期間

令和4年12月1日（木）から12月27日（水）まで

### 3 実施内容

立入検査の実施件数は、別紙のとおりであった。違反事項は、夏期一斉取締り結果と同様、施設基準違反に関するものが2件であった。不備があった事項は、口頭又は書面により指導を行った。

※ 令和3年6月1日以降、食品衛生法の改正による許可制度の見直しがあったため、旧法と新法に分けて掲載した。旧法に基づく営業許可は、経過措置により、当該許可の有効期間の満了の日まで継続する。

別紙（立入検査）

（１）許可を要する営業施設

ア 旧法に基づく施設

業 種	立入 件数	違反 件数
飲食店営業	61	1
菓子製造業	11	0
魚介類販売業	53	0
魚介類せり売り営業	10	0
食品の冷凍または冷蔵業	4	0
かん詰又はびん詰食品製造業	1	0
喫茶店営業	12	0
乳類販売業	17	0
食肉処理業	6	0
食肉販売業	26	1
食肉製品製造業	1	0
豆腐製造業	1	0
そうざい製造業	11	0
氷雪製造業	1	0
氷雪販売業	1	0
小 計	216	2

イ 新法に基づく施設

業 種	立入 件数	違反 件数
飲食店営業	6	0
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	4	0
食肉販売業	6	0
魚介類販売業	74	0
食肉処理業	1	0
菓子製造業	1	0
食肉製品製造業	1	0
水産製品製造業	4	0
氷雪製造業	4	0
そうざい製造業	8	0
小 計	109	0

（２）許可を要しない営業施設（法第70条で準用される施設を含む。）

ウ 新法に基づく施設

業 種	立入 件数	違反 件数
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	1	0
乳類販売業	1	0
野菜果物販売業	48	0
百貨店・スーパー	13	0
その他の食料・飲料販売業	4	0
その他	4	0
小 計	71	0

## 別紙 2 (収去検査)

品目	検体数			違反件数
	総数	食品衛生法	食品表示法	
冷凍食品 (国産) 無加熱摂取冷凍食品	2	2	2	0
冷凍食品 (国産) 凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品	5	5	5	0
冷凍食品 (国産) 凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品	1	1	1	0
冷凍食品 (輸入) 凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品	1	1	1	0
冷凍食品 (輸入) 生食用冷凍鮮魚介類	1	1	1	0
合計	10	10	10	0